

委員会発案第3号

安全・安心の医療と介護の実現を国に求める意見書の提出について

安全・安心の医療と介護の実現を求める意見書（案）を、地方自治法第109条第7項及び由利本荘市議会議規則第14条第2項の規定により、別紙のとおり提出します。

令和7年12月18日提出

由利本荘市議会議長 佐藤健司様

提出者 由利本荘市議会教育民生常任委員会
委員長 甫仮貴子

(別紙)

安全・安心の医療と介護の実現を求める意見書（案）

生体リズムに反した長時間夜間勤務による心身に与える有害性や労働災害の危険性などは、科学的にも証明されている。

諸外国では、国際労働機関が採択した「看護職員の雇用、労働条件及び生活状態に関する条約（第149号）及び補足的勧告（第157号）」や「夜業に関する条約（第171号）及び勧告（第178号）」などに基づいた規制が行われ、「1日の労働時間は8時間以内」、「時間外を含めて12時間以内」などと有害とされる夜間勤務から労働者の健康と生活を保護している。

しかし、日本では医療や介護現場で16時間以上の長時間夜間勤務が年々増え、常態化しつつある異常な実態である。日本でも諸外国並みの保護措置を取り、患者や利用者にとって、安全・安心の医療と介護の実現及び労働者が健康に働き続けられる環境整備が早急に求められている。同時に、長時間夜間勤務が増えている根本的な原因である人手不足を早急に解決する必要がある。

人手不足を解決するどころか、現在、看護や介護職員の離職者が増え、入職者が減っている深刻な状況となっており、その大きな原因の1つに他産業と比べて3分の1の賃上げ額や2分の1の賞与など、ケア労働者の低すぎる賃金実態があることは紛れもない事実である。

国民生活に欠かすことのできない医療や介護の提供体制を守ることは、国の責務であり、誰もが安全・安心に医療や介護をいつでも、どこでも受けられるよう下記事項につき、地方自治法第99条の規定に基づき意見書を提出する。

記

1. 安全・安心の医療と介護を実現するため、医師・看護師・介護職員などの配置基準を抜本的に見直すこと。また、ケア労働者を大幅に増員し、安定した人員確保のためにも、大幅な賃上げを支援すること。
2. 医療や介護現場における夜勤交替制労働に関する労働環境を抜本的に改善すること。
 - (1) 労働時間の上限規制や勤務間インターバルを十分に確保すること。
 - (2) 夜勤回数の制限や労働環境改善のための規制を設け、実効性を確保するための財政的支援を行うこと。

3. 新たな感染症や災害対策に備えるため、公立・公的病院の拡充や強化を行い、保健所の増設など公衆衛生体制を拡充すること。
4. 患者や利用者の負担を軽減すること。

令和7年12月18日

内閣総理大臣様

総務大臣様

財務大臣様

厚生労働大臣様

秋田県由利本荘市議会議長 佐藤健司